洞松寺二ノ門	木造、瓦葺、間口三・〇メートル	岡山県小田郡矢掛町横谷字舟木谷三七七四―一
洞松寺水路石垣及び石橋	石垣、石造、総延長三三メートル　石橋　石造、橋長一・五メートル	岡山県小田郡矢掛町横谷字舟木谷三七九六
旧高橋家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二三〇平方メートル	広島県尾道市日比崎町三六六―二
上下町商工会館（旧上下警察署庁舎）	木造二階建、鉄板葺、建築面積一〇一平方メートル	広島県府中市上下町上下字下沖八三―一
照林坊本堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積六二九平方メートル	広島県三次市三次町一二八〇
照林坊客殿	木造平屋建、瓦葺、建築面積一九六平方メートル	広島県三次市三次町一二八〇
照林坊御成の間	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一七平方メートル	広島県三次市三次町一二八〇
照林坊庫裏	木造平屋建、瓦葺、建築面積三一五平方メートル	広島県三次市三次町一二八〇
照林坊渡り廊下	木造平屋建、瓦葺、建築面積六〇平方メートル	広島県三次市三次町一二八〇
照林坊経蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	広島県三次市三次町一二八〇
照林坊鐘撞堂	木造、瓦葺、面積一六平方メートル	広島県三次市三次町一二八〇
照林坊山門	木造、銅板葺、間口三・三メートル	広島県三次市三次町一二八〇
常楽寺本堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一二平方メートル	徳島県徳島市国府町延命六〇六
常楽寺大師堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積四一平方メートル	徳島県徳島市国府町延命六〇六
尾崎家住宅石倉	石造二階建、瓦葺、建築面積三一平方メートル	徳島県吉野川市美郷字中谷一八九
山内家住宅離れ	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積二一一平方メートル	愛媛県四国中央市土居町入野九八五―四他
山内家住宅倉	木造二階建、瓦葺、建築面積七一平方メートル	愛媛県四国中央市土居町入野九八三―二
三瓶隧道	煉瓦造、延長三一七メートル、幅員四・〇メートル	愛媛県西予市宇和町卯内三一四九他
河内家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一九五平方メートル	愛媛県喜多郡内子町五百木一二三―一
河内家住宅土蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積六〇平方メートル	愛媛県喜多郡内子町五百木一二三―一
河内家住宅井戸	石造、面積一・六平方メートル、上屋付	愛媛県喜多郡内子町五百木一二三―一
本妙寺仁王門	鉄筋コンクリート造、間口一三メートル	熊本県熊本市花園四―一二八
鮫島家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積二八五平方メートル	鹿児島県南さつま市加世田武田字下上鴻巣一八二七五
鮫島家住宅内蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三五平方メートル	鹿児島県南さつま市加世田武田字下上鴻巣一八二七五
鮫島家住宅蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積三一平方メートル	鹿児島県南さつま市加世田武田字下上鴻巣一八二七五
鮫島家住宅井戸	石造、面積一・三平方メートル	鹿児島県南さつま市加世田武田字下上鴻巣一八二七四―一
鮫島家住宅門	木造二階建、瓦葺、建築面積二九平方メートル	鹿児島県南さつま市加世田武田字下上鴻巣一八二七五
鮫島家住宅坪庭門	木造、間口一・三メートル	鹿児島県南さつま市加世田武田字下上鴻巣一八二七五
鮫島家住宅石塀	石造、総延長七二メートル	鹿児島県南さつま市加世田武田字下上鴻巣一八二七五
沖縄市立ふるさと園旧久場家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一二七平方メートル	沖縄県沖縄市胡屋五―八三一
沖縄市立ふるさと園旧久場家住宅ヒンプン	石造、延長四・六メートル	沖縄県沖縄市胡屋五―八三一
沖縄市立ふるさと園旧平田家住宅マチフール	石造、面積一七平方メートル	沖縄県沖縄市胡屋五―八三一

○厚生労働省告示第二百四十七号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十三年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百六十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額については、なお従前の例による。適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場